

「受益者等課税信託」と「受益者等が存しない信託」 との関係における検討

水 野 恵 子^{*}

はじめに — 問題の所在

I 新信託法の概要

II 法の解釈と現行法の問題

III 「受益者等課税信託」と「受益者等が存しない信託」の課税

IV アメリカの信託と遺産税及び贈与税

おわりに

はじめに — 問題の所在

本稿は、平成 19 年に改正された「受益者等課税信託」、新設された「受益者等が存しない信託」の信託に関する特例における解釈上の問題を検討し、「受益者等が存しない信託」が法人課税信託に類型された意義及び派生する問題、並びに「受益者等課税信託」と「受益者等が存しない信託」との関係における課税問題を検討しようとするものである。

わが国の信託は、信託銀行を受託者とする営業信託を中心に発展してきたが、個人財産の管理・承継を目的とする民事信託（個別信託）の利用はなされてこなかった。平成 18 年、わが国では加速する少子高齢化時代に多様な目的のもとで、民事信託の利用が大きく広がるという期待から信託法が全面改正¹⁾された。19 年には信託税制が改正され特例も新設された。信託税制を検討する上で忘れてはな

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 14 卷第 2 号 2015 年 7 月 ISSN 1347-0388

※ 愛知学院大学法学部教授

1) 改正法案は、通常国会に提出され平成 18 年 12 月 8 日に法律として成立し、12 月 15 日公布された。

らない視点として、所得隠しや財産隠しに利用される懸念である²⁾。今回の改正は信託の利用を図り、一方では信託を利用した租税回避を防止する狙いがあるが、新相続税法の特例には信託の利用を阻害する規定ぶりがある。

本稿の目的は、19年改正で新たに導入された信託の類型を考えつつ、民事信託の利用を阻害しないような税制及び信託を利用した租税回避の防止も視野に、本稿のテーマについて考え、とりわけ信託の類型に関して提案することにある。

I 新信託法の概要

1 新信託法における定義

新信託法は、「信託」とは、特定の者が一定の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的達成のために必要な行為をすべきものとする（信法2条1項）とした。「一定の目的」とは、たとえば、信託財産を運用しそこで利益を上げ、特定の者（受益者）に利益を渡す³⁾。信託契約によってする意思表示を信託行為といい（信法2条2項1号）、信託契約によってされる信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる（信法4条1項）。信託法では、信託契約の締結時を信託の効力が生じた時としている。

2 信託設定後の委託者等の地位

新信託法では、委託者の地位を若干後退させた方向で見直した⁴⁾とある。以下では、本稿の検討に先立ち、委託者等の信託設定後における地位を確認する。

(1) 委託者の地位

委託者とは、信託契約によって信託をする者であり（信法2条4項）、信託契約設定時に委託者は受託者とともに契約の当事者である。旧信託法において委託者は、信託財産の管理方法の変更請求権、信託事務の説明請求権、受託者に解任

2) 水野忠恒「信託法の全面改正と平成19年度税制改正」税研22巻6号71頁（2007年）。

3) 道垣内弘人『信託法入門』（日本経済新聞出版社・2010年）38頁。

4) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』（商事法務・2007年）17頁。

請求権等の権限を有していた⁵⁾。このように、委託者が多くの権限を有していると、受益者との意見が対立するなど、法律関係が複雑になり受託者の信託事務処理に支障をきたすおそれがある、と考えられた。そこで、新信託法では、委託者が有する権利の内容を旧法よりも若干後退させる方向で修正等を加えることとしたものである⁶⁾、としている。

新信託法では、委託者につきのような権利を認めている。受益者を指定し、又はこれを変更する権利（受益者指定権等）を新設（信法 89 条 1 項参照）した。また、信託財産ないし受益者を保護するための諸権能、及び信託終了時において、信託財産の帰属権利者がいないときには、信託財産を取得する権利（信法 182 条 2 項）を認めている⁷⁾。さらに、委託者、受託者及び受益者の合意による信託の変更（信法 149 条 1 項）、信託の解除権（信法 164 条 1 項）等の諸機能を認めており、新信託法において委託者にはなお多くの権限が認められている。

(2) 受託者の地位

受託者とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう（信法 2 条 5 項）。ただ、信託の受託者の行為の効果は、直接受益者に帰属するのではなく、受益者は信託財産に受益権という形で間接的に、しかし実質上の利益の帰属を受けるわけである⁸⁾。

受託者は受益者及び委託者の同意がなければ辞任することはできない（信法 57 条 1 項）。しかし、委託者及び受益者はいつでもその合意により受託者を解任できる（信法 58 条 1 項）。このように新信託法における受託者の地位はどちらかといえば弱い規定ぶりになっている。

(3) 受益者の地位と受益権

受益者⁹⁾とは、受益権を有する者（信法 2 条 6 項）である。信託法 182 条 1 項 1 号・2 号が規定する受益者には、信託期間中の利益を受ける者（受益者）、残余

5) 能見善久『現代信託法』（有斐閣・2004 年）210 頁。

6) 寺本・前掲注 4) 3-4 頁。

7) 三菱 UFJ 信託銀行編者『信託の法務と実務 5 訂版』（金融財政事情研究会・2008 年）79-80 頁。

8) 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣・1988 年）208 頁。

財産の帰属すべき者（帰属権利者）、残余財産の給付を内容とする受益債権にかかる受益者（残余財産受益者）という概念がある。

受益権とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって、信託財産に属する財産の引渡しその他信託財産に係る給付をすべきものに係る債権及びこれを確保するために信託法に基づいて受託者に対し、一定の行為を求める権利をいう（信法2条7項）。そのため受益者は、信託から利益を受ける権利とそれを確保するための受託者を監督するなどの権利を合わせもっている¹⁰⁾。しかし、受益者指定権等が委託者あるいは受託者に認められていること事態、受益者の地位は不確実で弱い地位にあるといえよう。さらに、信託受益権は、信託の効力発生と同時に当然に発生し、他益信託の場合は一般の第三者のためにする契約で要求される「受益の意思表示」（民法537条2項）を要しないで、「当然に受益権を取得する」もの（信法88条1項）とされる。

なお、受益権の分類として「元本受益権」、「収益受益権」といった区分がある。この分類は信託法上には無いが、財産評価基本通達202条では、信託受益権の評価を定めており、実務上ではこの区分が用いられている。しかし、規定上の区分がないため、現状ではその内容はいくぶん曖昧なものといえよう¹¹⁾。

3 新設された信託法89条——「受益者指定権等」

前述したが、新信託法は、受益者を指定し又はこれを変更する権利（受益者指定権等）を留保する規定を新設した。受託者以外の者（委託者と考えられる）がこの権利者である場合には、受託者に対する意思表示により行使すべきことを定めたものである。新設の趣旨は、民事信託の分野で信託が有効活用されることが期待され、新信託法では法律関係の明確化を図るべく規律を整備した¹²⁾とある。この新設規定は、委託者及び受託者の権利をより強固なものにさせ、一方では、

9) 受益者の意義を論じた論文に、佐藤英明「信託の『受益者』と所得計算について」、野一色直人「相続税法における信託の受益者の意義」『租税の複合法的構成 村井正先生喜寿記念論文集』（清文社・2012）113頁以下、179頁以下がある。

10) 三菱UFJ信託銀行編著・前掲注7）119頁。

11) 新井誠『信託法第3版』（有斐閣・2008年）214頁。

12) 寺本・前掲注4）254頁。

民事信託の利用を阻害する規定といえよう。既にアメリカでは財務省規則 § 25.2511-2(c)で、委託者が受益権を留保する場合の規則があった。この規則についてはIVアメリカの信託で後述する。

II 法の解釈と現行法の問題

1 新相続税法9条の2第1項と旧相続税法4条1項

新相続税法9条の2第1項は、「信託の効力が生じた時」における規定である。

①信託の効力が生じた場合において、②適正な対価を負担せずに当該信託の受益者等（③受益者としての権利を現に有する者及び④特定委託者）となる者があるときは、①当該信託の効力が生じた時において、受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与により取得したものとみなす（相続税法9条の2第1項）。

旧相続税法4条1項では、信託行為があった場合に、委託者以外の者が信託利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、当該受益者がその信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与（又は遺贈）により取得したものとみなす、と定められていた。

2 「信託の効力が生じた時」の解釈

「信託の効力が生じた時」とは、文理解釈上、受益者が現実に利益を享受した時、あるいは委託者が受託者との信託契約を締結した時のいずれであるか、という議論がある。「信託の効力」についての定義規定は相続税法にはない。信託法4条1項では、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずると規定している。信託法と同義に解すると、「信託の効力が生じた時」とは「信託契約締結時」と解されることから、新法は旧法の「信託行為時課税」を維持したといえよう。「信託の効力が生じた時」は、従来の「信託行為時課税」と実質的な意味では違いはないと考える¹³⁾、との見解もある。

13) 金子宏「信託法制と信託是正の改革」税研22巻6号4-5頁。

旧法の「信託行為時課税」に対する当時の見解には、肯定的、否定的両見解があった。肯定的見解として、四宮教授は、2つの理由から「信託行為時に受益者に課税」することに別段不都合はない¹⁴⁾とされていた。第1は、一たん受益者が受益権を取得した以上、信託行為に別段の定めがない限り、受益者を変更したり、受益権を消滅・変更させたりすることは許されない。第2は、信託の受益者の変更が不能であれば、受益権の評価の問題は残るが、信託設定時課税の有力な根拠となる。しかし、信託の受益者の変更が可能な場合は、この考えは説得力を欠く¹⁵⁾点を指摘された。佐藤英明教授は、現実受益時課税に比べ、信託設定時課税は課税の公平の観点から優れているが、このような課税を可能にするには、受益権の価値が信託設定時に評価が可能でなければならない¹⁶⁾旨を指摘し、さらに、他益信託の設定時に受益者の将来の受益内容を確定し、その「受益権」の価格を評価することは不可能であると考え¹⁷⁾、とされていた。これらは、信託設定時課税において極めて難解な点であり、信託設定時課税は実質的には成り立たないとの指摘といえよう。また、「信託行為時課税」を否定する見解として、受益者は自らの意思によらず行われる受益者変更によって不測の損失を被ることがあり、極めて不合理であり¹⁸⁾、受益者の地位は極めて不安定である¹⁹⁾などがあった。

このような指摘があったにもかかわらず、新相続税法では信託契約設定時を課税時期としたのである。問題は、委託者が受益者指定権等及び信託の変更ができる権利を留保する場合である。信託の変更は、受益者に対する信託財産の給付内容その他の事項について事後的に変更を行うもので²⁰⁾ある。これらの点で信託

14) 四宮・前掲注8) 141頁。

15) 四宮・前掲注8) 141頁。

16) 佐藤英明「信託と税制——若干の立法的提言——」ジュリスト1164号(1999年)46-47頁。

17) 佐藤英明「遺産承継にかかる信託税制に関する若干の考察」新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』(日本評論社・2000年)155頁。

18) 小平敦・白崎浅吉「信託本質論と税制」高木文雄・小平敦編『信託論議——その本質的展開を求めて——』(清文社・1985年)241頁。

19) 小林一夫「信託税制の問題点について」信託 復刊91号(1972年)118頁。

20) 寺本・前掲注4) 339頁。

設定時に受益者にみなし贈与税が課される相続税法9条の2第1項は、信託の利用を阻害する特例といえよう。

アメリカにおける取消可能な信託と取消不可能な信託

信託の先進国であるアメリカ合衆国において、信託財産は、取消可能な信託 (revocable trusts) と取消不可能な信託 (irrevocable trusts) とに分類されている²¹⁾。内国歳入法典 § 676 で定められた委託者による取消可能な信託は、受託者によって蓄積されたあるいは受益者に分配された信託のいずれにせよ取消権が委託者に留保されている信託である²²⁾。取消可能な信託の権利として、委託者が受益者を指名、変更したり、又は信託を消滅させる権限を有し、その権限を死亡時まで留保する場合には、遺産税の対象となる (§ 2038)。また、委託者が新しい受益者を指名又は受益者間で受益権を変更させる権限を留保している場合には、不完全な贈与となる (incomplete gift)²³⁾。さらに、*Corliss v. Bowers*, 281 U.S. 376 (1930) で連邦最高裁は、課税する場合、必ずしも法的な権利 (title) に係るものでなく、実際に財産を支配していることが重要であるとし、取消可能な信託においては、委託者が所得を支配しており、委託者に課税することは違憲ではない、と判示した。アメリカでは信託財産が移転されていても、なお経済的権利が委託者に留保されている場合は、留保する者に信託財産は帰属するという捉え方である。わが国でも、相続税法9条の2第1項における課税のタイミングを「信託設定時」と解するのであれば、受益者課税と考えるのではなく、設定時に実際に信託財産を支配している者を納税義務者と考えるべきであろう。

3 「適正な対価を負担せずに」の趣旨

「適正な対価を負担せずに」の趣旨は、信託に関する権利を売買等で取得した場合には、この規定の適用がないことを条文中明らかにしたものである²⁴⁾、と

21) B. Bittker & L. Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts*, 3rd ed. (2005) ¶ 80.1.

22) *Id.* ¶ 80.1.

23) Reg. § 25.2511-2(c).

24) 『改正税法のすべて 平成19年版』(大蔵財務協会・2007年) 475頁。

される。そうであれば、信託に関する権利を適正な対価を負担して取得した場合には、この規定の適用がないということになる。相続税法9条の2には「適正な対価を負担せずに」という文言があるが、同法9条の4「受益者等が存しない信託」にはこの文言がない。同法9条の4第2項は、信託設定時に「受益者等が存する場合」も認めていることからすると、この場合には、受益者等が適正な対価を負担したか否かは問わないと解するのであろうか。同法9条の2と同法9条の4第2項との整合性における問題である。

4 「受益者としての権利を現に有する者」と「停止条件が付された場合」

「受益者としての権利を有する者」の解釈をもとに、「停止条件が付された場合における当該信託の受益者」は、「受益者としての権利を現に有する者」といえるか否かを考えたい。

信託法90条2項は、同条1項2号（委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託）の受益者について、信託行為に別段の定めがない限り、委託者が死亡するまでは受益者としての権利を有しないこととしている。また、信託法4条4項は、前3項の規定にかかわらず、信託行為時に停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件の成就又は始期の到来によってその効力を生ずる、さらに、信託法88条1項但書きは、別段の定め「停止条件を付した場合」には、その定めによっている。これらの規定から、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、停止条件が付されている期間は、受益者としての権利を現に有する者ではない、と解することができる。また、相続税法基本通達9の2-1は、「受益者としての権利を現に有する者」には、原則として残余財産受益者は含まれるが、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は含まれないことに留意する、としている。

「コンメンタール」は、受益者とは現に受益権を行使できる者とし、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、受益者には含まれないことになる²⁵⁾、としている。

25) 武田昌輔監修『DHC コンメンタール相続税法』1085の29頁。

こうした解釈に対し、受益債権と確保権から成る受益権のうち、この受益権の一部（確保権）を行使できる者は、受益権を有しているという見解があり、受益権が条件付であってもなお受益者としての権利を現に有するものと認めるべき²⁶⁾との指摘がある。この点で、受益者は、信託から利益を受ける権利とそれを確保するための受託者を監督するなどの権利を併せもっていることから、この受益権に停止条件が付された場合、なお受益者は受益権の一部（確保権）を行使できると解するものである。そうであれば、規定の明文化及び租税法上、租税回避との関係から、停止条件の内容（何をもって停止とするか）等についても検討すべき課題と考える。

5 「特定委託者」の解釈

相続税法9条の2第5項では、「特定委託者」とは、信託の変更をする権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）としている。特定委託者とは、停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者（相続9条の2第5項に規定する信託の変更をする権限を有する者に限る。）²⁷⁾とされている。特定委託者はグラントートラストの理論が応用されたものと思われる。アメリカではグラントートラストは租税回避をどう防止するかということで導入された。可能な限り信託における健全な「柔軟性」を認めるという困難な試みが要求され、グラントートラスト制度（委託者課税信託制度）は、租税回避否認規定の集大成²⁸⁾ともいわれ、その考え方は、*Held v. Clifford*, 309 U.S. 331 (1940) から導かれた。連邦最高裁の判断はその後、クリフォード・トラスト・ルール (Clifford trust rule) と呼ばれ、みなし所得の帰属に関する基本的な有名判例法となった²⁹⁾。グラントートラストについては、IV アメリカの信託で述べる。

26) 佐藤英明「19年改正の概観と受益者等課税信託について」租税研究731号161頁(2010)。

27) 武田・前掲注25)1085の29頁。

28) 佐藤英明『信託と課税』（弘文堂・2000）36頁。

29) John K. McNulty, *Federal Estate and Gift Taxation*, 5th ed. (2001) at 11.

Ⅲ 「受益者等課税信託」と「受益者等が存しない信託」の課税

1 「受益者等課税信託」——相続税法9条の2

(1) 相続税法9条の2第1項の課税の仕組みから受ける影響

信託税制は、信託財産について生じる純資産増加³⁰⁾を帰属させるタイミング及び帰属させるべき個人の特定が税法上必要となる³¹⁾。信託の委託者と受益者がともに個人であり、他益信託の課税は、信託の効力が生じた時に信託受益権を時価評価して委託者から受益者に贈与（又は遺贈）されたものとみなされる。その後、信託財産に帰属する収益及び費用は、受益者がその信託財産を有するものとみなして課税される（所得税13条、法税12条）。信託は、形式上、受託者に信託財産が移転されるが、課税に際しては、実質的な利益の享受者である受益者が、信託財産を有している者とみなして取扱うこととされている。しかし、信託契約において、委託者あるいは受託者が定める別段の定めの内容によっては、受益者の地位は極めて不確実である。問題は、信託の効力発生時に受益者が担税力のある者か、将来においても受益者でいられるか、である。

(2) 相続税法9条の2第2項「新たに信託の受益者等が存するに至った場合」

上記の第1項は、信託の効力発生時の課税規定であるのに対し、第2項は、信託の効力発生後において受益権が移転した場合の課税規定である。本項で規定する「新たに信託の受益者等が存するに至った場合」とは、例えば、①受益者Aのみが存する信託において受益者Bが存することとなった場合（受益者Aが並存する場合を含む）。②信託設定時に受益者が何らかの事情でいない場合で、かつ、委託者が特定委託者に該当するときにおいて、受益者Aが存することとなるような場合。又は、停止条件付き信託において、その条件が成就した場合など、新しい受益者が現に受益権を有することとなった時³²⁾である。

(3) 相続税法9条の2第3項「一部の受益者等が存しなくなった時に贈与又は

30) 2時点間における人の経済能力の増加の金銭価値 R. Haig, *Concept of Income—Economic, Legal Aspects, Federal Income Tax*, ed. By Haig 59 (1921); H. Simons, *Personal Income Taxation* 50 (1938).

31) 渡辺徹也「アメリカ信託税制の諸問題」信託239号28頁(2009)。

32) 武田・前掲注25) 1085の23頁。

遺贈により取得したものとみなす場合」

本項は、信託設定時には特定委託者と受益者が存していたが、期中で受益者が存しなくなり、実質的に信託に関する権利が特定委託者に移転してしまうような場合の規定である³³⁾。

以上より、相続税法9条の2第1項は、信託設定時に受益者は存しているが、将来も引き続き受益者であり続けるか否かは不確定である。同法9条の2第2項、第3項は、信託の効力発生後に受益権が移転した場合の課税規定である。すなわち設定時に存在しなかった受益者が後になって出現する場合（相税9条の2第2項）と、信託設定時には存在した受益者が後になって不存在になることがある場合（相税9条の2第1項、第3項）がある。これらに関する検討に先立ち相続税法9条の4、同条の5を考察する。

2 「受益者等が存しない信託」——「法人課税信託」

(1) 「法人課税信託」と「受益者等が存しない信託」の関係

19年改正で導入された「法人課税信託」は、法人税法2条29号の2イ～ホすなわち、イ受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託（受益証券発行信託）、ロ法人税法12条1項に規定する「受益者等が存しない信託」、ハ法人が委託者となり法人事業の全部又は重要な一部を信託する信託等、ニ投資信託、ホ特定目的信託等を法人課税信託としている。

問題は、所得税法6条の3第7号は、「受益者等が存しない信託」の委託者がその有する資産の信託をした場合又は所得税法13条1項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する贈与により資産の移転があったものとみなす、と規定していることである。この点で、「受益者等が存しない信託」における課税の仕組みは、他の法人課税信託の場合と大きく異なっている。他の4つは、主として法人税に関するルールとして捉えられるが、「受益者等が存しない信託」は、①期中の信託収益に対し

33) 武田・前掲注25) 1085の24頁。

ては法人税としての課税を受けるが、②信託設定時及び受益者が出現することとなった時に対する課税は、相続税及び贈与税が多く関係する制度となっている³⁴⁾。まず①については、19年改正前の受益者が特定しないか存在しない信託においては、期中の信託収益は委託者に帰属するとされていた。しかし、委託者は既に受託者に信託財産を移転しており、何らの利益を受ける権限も有していないことから、委託者課税には批判があった。そこで「受益者等の存しない信託」への課税は、信託設定時に受益者等が明らかであったならば、その受益者に課税していただろう所得（受贈益及び信託期間中の所得）を、受託法人に対しいわば代替的に課税を行うこととされた。そのため、受益者等が存しない期間中の収益は、受託者に法人課税が行われるとともに、その後、受益者が出現して受益者とその分配を受けても非課税となる。もっとも、受益者となった以後に生じた収益については、受益者等課税信託として受益者は課税を受けることになる。②については、「受益者等が存しない信託」は、「法人課税信託」に類型されていることから適正な対価の支払があれば、委託者から受益者への信託財産の売却と扱われ、含み損益が課税対象となる。これに対し、受益者の存しない信託を除く信託が、法人課税信託に該当することとなった場合における委託者から受託者への信託財産の移転は、出資（所得税6条の3第6号、法税4条の7第9号）とみなされる。しかし、「受益者の存しない信託」では出資ではなく贈与とみなされる（所得税6条の3第7号）のである。

そこで問題は、「受益者等が存しない信託」を「法人課税信託」に区分した意義である。立案担当者の制度創設の趣旨説明では、「その信託財産を受益者が有しているものとみなして課税することやその収益分配時に受益者に対して課税することが適当でないものもあり、このような信託については、その信託財産に係る所得について信託の受託者の段階で課税することが適当と考えられます³⁵⁾。」としている。この説明に対し岡村教授は、「一定の信託が受益者課税の原則に適さないという、いわば消極的な理由付けに止まる。受益者課税に適さないとして

34) 渡辺徹也「受益者等が存しない信託に関する課税ルール」日税研論集62号172頁(2011)。

35) 改正税法・前掲注24)291頁。

も、ではなぜ法人課税なのか（個人所得税、あるいは第三の課税方式ではないのか）という問いに積極的に答えているわけではない。法人税を課す根拠として、たとえば、信託による事業は法人による事業と同じ実態をもつ、といった理由が示められているわけではない³⁶⁾。」と指摘されている。

法人税法 64 条の 3 第 2 項は、「受益者等の存しない信託」において、受益者等が存することとなったことにより「受益者等の存しない信託」に該当しないこととなった場合には、受託法人は当該受益者に対しその信託財産に属する資産、負債の該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして処理される。この点で、岡村教授は、受益者の存しない法人課税信託が受益者等の出現により受益者等課税信託になった場合は、帳簿価額による引継ぎとして処理されている³⁷⁾、と記されている。このように、「受益者等の存しない信託」への法人課税は、その後存在することとなる受益者等への代替課税であるという考え方が表われている³⁸⁾。

(2) 「受益者等が存しない信託」及び「受益者が存する信託」の課税問題

「受益者等が存しない信託」を規定する相続税法 9 条の 4 第 1 項の課税の仕組みをつぎに記す（図 1 参照）。

① 信託の受益者等が存しないこととなる場合には、受託者に対して法人税が課されるが、このような仕組みを利用した租税回避に対処するため、受託者への受贈益が生ずる時点において、将来、受益者となる者が委託者の親族であることが判明している場合、受託者に課される法人税等に加えて相続税又は贈与税が課される³⁹⁾。

② 受益者等が存しない信託の受益者等となる者が明らかでない場合、その信託が終了した場合にその信託の委託者の一定の親族がその信託の残余財産の給付を受けることとなるときも①の適用がある。

③ 受益者等が存しない信託における受託者への法人課税は、その後存在するこ

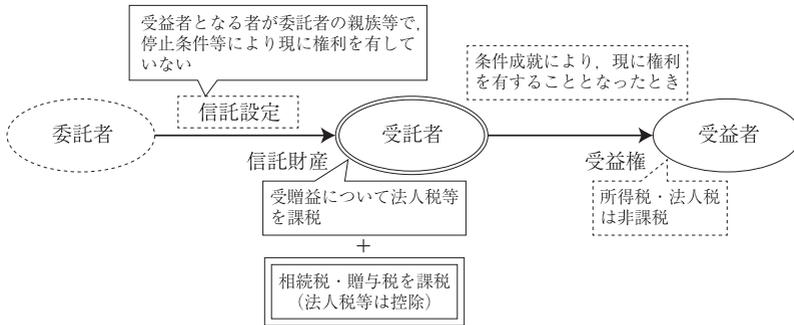
36) 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集 第 31 号 2010 年 77 頁。

37) 岡村・前掲注 36) 79 頁。

38) 岡村・前掲注 36) 79 頁。

39) 武田・前掲注 25) 1089 の 2 頁。

図1 相続税法9条の4



出典：「DHC コメントール相続税法」1089の4頁

ととなる受益者等に代わって課税されるという考えによる⁴⁰⁾もので、受益者等が存しない場合、受託者に対し受贈益が課税され、その後の運用益も受託者に課税される。

④ その後、受益者が存することになった場合は、受益者が受託者の課税関係を引き継ぐことになり、特に課税関係は生じさせないこととされているが、しかし、受託者への受贈益が生じる時点において、将来、受益者となる者が委託者の親族であることが判明している場合等において、受託者に課される法人税等に加えて、相続税又は贈与税が課されることとされている。こうした課税は、信託の仕組みを使った相続税等の課税回避⁴¹⁾への対策と考えられる。

すなわち、「受益者等が存しない信託」は、信託設定時に存在しなかった受益者が後になって出現する場合（相続9条の4第1項、相続9条の5（後述する））と、信託設定時には存在した受益者が後になって不存在になる場合（相続9条の4第2項）の両方を含む。

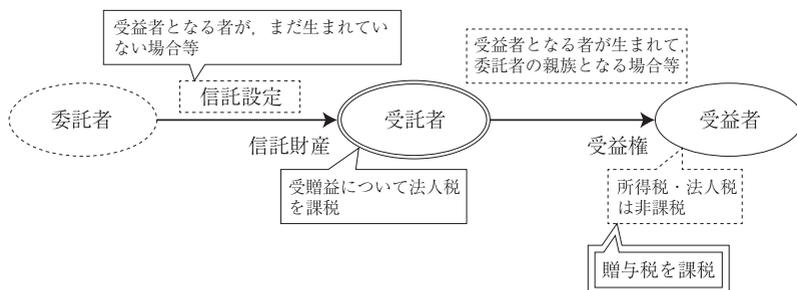
受託者の負担額を算定（コメントール1089の9頁参考）すると、

贈与税額の計算=2,290万円

40) 武田・前掲注25) 1089の4頁。

41) 相続人Aに半年後に受益権が生ずる停止条件を付した信託をすることにより、相続税（最高税率55%）ではなく、法人税（実効税率約35%、復興財源確保のため時限的に約38%）の負担で済ませてしまうような場合。

図2 相続税法9条の5



出典：「DHC コメントール相続税法」1091の3頁

法人税等合計額（法人税額、事業税額、市町村民税額等）= 1,768.8万円

受託者が負担する贈与税額の計算 = 2,290万円 - 1,768.8万円 = 521.2万円

受託者負担額 = 1,768.8万円 + 521.2万円 = 2,290万円となり、受託者の負担額

は、贈与税額となる。

(3) 「受益者等が存しない信託」について受益者等が存することとなった場合

① 相続税法9条の5「存しない者」の意義

相続税法9条の5は、「受益者等が存しない信託」について、当該信託契約が締結された時において存しない者が、当該信託の受益者等となる場合に、受益者等が委託者の親族であるときは、当該存しない者が信託の受益者等となる時において、信託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす、と定めている。本条における「存しない者」とは、契約締結時に未出生の者のほか、養子縁組前の者、受益者として指定されていない者等が含まれる。単に条件が成就していないため受益者としての地位を存していない者等は除かれる⁴²⁾。

② 「未出生の孫等を受益者とする信託」の課税の仕組み

既述したように、相続税法9条の5においては、信託設定時に受託法人に受贈益（将来の受益者に対する代替課税の面がある）が課せられ、受益者が存することとなった時に受益者には贈与税が課せられるのである（図2参照）。

「未出生の孫等を受益者とする信託」を設定した場合、受託者段階での負担だ

42) 武田・前掲注25) 1091の5頁。

けで孫等への財産移転が可能となり、相続の回数を減らすことができることから、贈与税を課する措置が講じられ、「受益者等が存しない信託」においては、相続税法9条の4第1項又は第2項の規定の適用の有無にかかわらず、当該信託について受益者等が存することとなり、かつ、当該受益者等が当該信託の契約締結時における委託者の親族であるときは、相続税法9条の5の適用がある⁴³⁾。この規定は、受託者段階と受益者段階の二段階の課税を課しているといえよう。これに関し、岡村教授の指摘は、株式会社等の法人による事業活動が法人段階と株主段階との二重課税を受けることと対比すれば、信託段階と受益者段階の課税は公平であり妥当ということになろう。ただし、そういえるためには、信託の実態が二重課税を受ける法人事業と同様の担税力があると認められる必要がある。そうでなければ、こうした信託は二重課税に耐え得ず、使われなくなるであろう⁴⁴⁾、とされている。

将来の受益者となる者が判明している場合の受託者への受贈益課税に加えて受託者に贈与税を課するという課税の仕組みは、租税回避阻止への対処だとしても、実質的に贈与税が重複して課されることになり、「受益者等が存しない信託」の利用は完全に望めないことになる。そもそも受託者は、信託の受益者としての利益を享受する者ではない。委託者から信託財産が移転されているということから受託者を納税義務者とするのは、実際の利益の享受及び担税力の点で大きな問題と考える。さらに、信託設定時における受益権の評価は極めて難しい。「受益者等が存しない信託」を「法人課税信託」に区分したことにより、信託設定時に受託者課税といった不自然な課税関係が生じており、信託に関する特例は、非常に複雑で不明確な点が多いといえよう。

ここで、アメリカの信託⁴⁵⁾と遺産税、贈与税の課税についてみていきたい。

43) 相続税法基本通達9の5-1。

44) 岡村・前掲注36) 79頁。

45) アメリカ信託税制は、水野忠恒『国際課税の制度と理論』（有斐閣・2000）、佐藤英明『信託と課税』（弘文堂・2000）に詳細がある。

IV アメリカの信託と遺産税及び贈与税

1 信託の基本的仕組み

アメリカ連邦所得税では、信託財産の元本の分配は、総所得から除外される。すなわち贈与、動産の遺贈、不動産の遺贈、相続 (gift, bequest, devise, or inheritance) により取得した資産は総所得から除かれる (IRC § 102(a))。これに対し、信託財産の収益の分配は、総所得から除外されず所得を構成する (§ 102(b))。Irvin v. Gavit, 268 U.S. 161 (1925) では、原告 (受益者) は、毎年受取った信託収益は遺贈により取得した財産であるとして内国歳入法典 § 102(a)のもとで所得ではないと主張した。これに対し連邦最高裁は、信託財産の遺贈から生じたものであったとしても信託収益は原告の所得である、と判示した。

信託の所得は、受益者が未出生あるいは身分未確定であっても課税所得を受けるものとする。その課税は、受益者あるいは留保する者のいずれかに課される (§ 641(a))。信託の課税所得は、別段の定めを除き、個人の場合と同様の方法で算出するものとする (§ 641(b))。信託によって得た所得が受益者に分配される場合には、信託所得から分配された収益は分配可能純所得 (distributable net income) の限度内で控除される (§ 661)。他方で分配された収益は信託の受益者の総所得に算入されるものとする (蓄積している所得あるいは分配している信託元本をもつ受益者の総所得額を含む) (§ 662)。

信託は課税上、つぎの3種類に分類される⁴⁶⁾。①通常信託 (ordinary trust)⁴⁷⁾、②ビジネス信託 (business trust)、③投資信託 (investment trust)。受益者のための信託財産の保護又は保全を目的とする場合は、通常信託⁴⁸⁾となる。アメリカでは通常の場合、信託は取消不能であり、委託者は信託をコントロールできない、その場合、信託所得は信託自体か受益者のどちらかに課税される⁴⁹⁾。この

46) Reg. § 301.7701-4。

47) J. Bankman, D. Shaviro, & K. Stark, *Federal Income Taxation*, 16th ed. (2012) at 583-585 は、通常信託 (ordinary trusts) を、単純な信託 (simple trusts) と複雑な信託 (complex trusts) に区分している。

48) Reg. § 301.7701-4(a)。

49) J. Bankman, *supra* note 47, at 583.

種の通常信託は、内国歳入法典 §§ 641—668 に規定されている。一方、委託者が信託財産の経済的利益に対してコントロールを留保している場合又は所得に対して権利を留保している場合は、信託の「実質的オーナー (substantial owner)」として委託者に課税される場合があり、グランター・トラストと呼ばれている⁵⁰⁾。

アメリカ連邦所得税では、信託財産の元本の分配は総所得から除外されるが、信託財産からの収益の分配は所得を構成するとされている。

2 グランター・トラスト (grantor trusts)

アメリカにおける信託税制は、信託が独自の納税義務者とされ、受益者は信託から分配を受けた所得を課税の対象としつつ、信託自体を個人とみなして、信託財産から生じる所得を課税の対象とする。この課税方式の基本的な枠組みは内国歳入法典サブチャプターJにあり⁵¹⁾、基本的な信託課税の枠組みの他に、グランター・トラストは内国歳入法典 §§ 671—679 に規定がある。グランターが信託財産の実質的所有者として扱われる場合は、信託所得、所得控除及び税額控除はその割合に応じてグランターの課税所得に含まれるものとする (§ 671)。グランター・トラストとは、信託のグランターが、信託財産の元本、収益もしくはその双方に対して、実質的な支配 (substantial control) を留保している信託とされ、グランターが当該信託財産の所有者とみなされる⁵²⁾としている。受益者の同意を要せず、グランター、受託者及び両者の裁量により、信託の所得が①グランターに分配され、②将来の分配のために保有もしくは積立てられた場合、又は、③グランターの生命保険料の支払いをした場合は、グランターが信託の一部の所有者として取扱われるものとする (§ 677 (a))。信託は、本来、グランター (委託者) の意思を最も重視して、そのスキームを考えることが本来の信託の利用であるとされている。

グランター・トラストは、*Helvering v. Clifford*, 309 U.S. 331 (1940) から導かれた。事件の争点である納税義務者の判断において、連邦最高裁は、法律上の信託

50) J. Bankman, *supra* note 47, at 583.

51) B. Bittker, *supra* note 21, ¶ 80. 1.

52) IRC Subchapter J Subpart E に詳細がある。

の受益者は妻であったこと、しかし実質的に信託財産をコントロールすることができる者がグランター（夫）にあったこと、信託財産に対する裁量権を夫がもっており、大きな権限が夫に留保されていたこと等を重視し、信託財産はグランターに帰属し、夫を納税義務者と判断した。

アメリカにおける信託税制においては、だれが信託のグランターであるのか、信託の所得はだれに帰属するのかという論点がある。最終的に、グランタートラストとノン・グランタートラストの二つの局面が見られる。

3 ノン・グランタートラスト (non-grantor trusts)

ノン・グランタートラストは、委託者が信託財産を支配しない場合に、信託自体もしくは受益者に課税され、委託者でない者への課税ということになる⁵³⁾。このノン・グランタートラストには、どちらかといえば基本的な課税が試みられている。受益者は、現実に受益を受けるまでは課税されないというのが原則である。アメリカ法では、実現 (realization) した所得のみが原則として課税の対象となるという考え方が強固に存在する⁵⁴⁾。実質的所有者として取扱われるグランター以外の者が信託財産を支配する場合、その者（実質所得者）の所得として課税される（§ 678）。たとえば、A が B のために信託を設定した場合、信託から生じた所得を分配するか留保するかについて、実質的にコントロールする者がいた場合には、その者に課税されるのである。

4 遺産税の概要

アメリカでは遺産税の税額は、被相続人の総遺産 (gross estate) から一定の控除を行い、控除後の財産に累進税率を適用して算定する。取消不可能な信託 (irrevocable trusts) と取消可能な信託 (revocable trusts) では、課税関係が異なる。取消不可能な信託であっても、委託者が生存中に信託所得を支配しその所得を享受している場合は、委託者の遺産に含まれる（§ 2036(a)(1)）。信託設定者がその信託について所得を享受していない場合であっても、専ら信託財産又は信

53) J. Bankman, *supra* note 47, at 583.

54) 瀧圭吾「アメリカ信託税制の諸問題」信託 239 号 28 頁。

信託所得を所有・享受しうる者を指名する権限を留保している場合には、信託財産は委託者の遺産に含まれる (§ 2036(a)(2))。また、取消可能な信託において、委託者が受益者を指名、変更あるいは消滅させる権限を死亡時まで留保する場合には、信託財産は遺産に含まれる (§ 2038) とされている。

5 贈与税の概要

アメリカ連邦贈与税は、信託への移動かどうか、直接か間接か、不動産か動産か、有形資産か無形資産かに関わらず、贈与税を課す (§ 2511(a))。また、資産が全額を下回る金銭又は金銭等価物を対価 (consideration) として資産が移転した場合は、その対価の額を超える資産の額は、贈与とみなす (§ 2512)。さらに、取消可能な信託は、委託者が信託財産をコントロールできるため、贈与税の対象ではなく、委託者の遺産に含まれる。一方、取消不可能な信託において、Estate of Stanford v. Comm., 308 U.S. 39 (1939) では、つぎのように判断した。贈与者が自らの財産を取り戻すことはできないが、信託を変更する権限を有している場合には、その贈与は不完全で贈与税の対象とはならない。贈与者が信託を変更する権限を留保した場合には、贈与税の対象ではなく、遺産税の対象となる。委託者がその権限を行使した場合には、贈与税の対象となる、と判示した。

また、委託者が受益者変更権を留保 (cessation of donor's dominion and control) している場合も、信託への移転は不完全な贈与 (incomplete gift) となる (Reg. § 25.2511-2(c))。委託者が変更する権限を留保しないとき、受益者に対して実際に分配されたときは完全な贈与 (completed gift) となる (Reg. § 25.2511-2(b))。

水野忠恒名誉教授は、アメリカにおいて、信託の設定により贈与税の問題が生ずるか否かについては、その信託契約によって、受益者が受ける利益が確定しているかどうかが重要なのである⁵⁵⁾と指摘されている。

55) 水野・前掲注 45) 192 頁。

おわりに

以上、考察してきたように、19年信託税制改正は、課税の時期は旧法を維持したものとなっている。また、租税回避防止を重視した規定となっており、民事信託の利用を阻止するものとなっている。信託税制は広く信託の利用を左右する⁵⁶⁾ことから、民事信託の課税において最も優先すべきは、その信託が「取消可能信託」か「取消不可能信託」か、という点であると考ええる。すなわち信託契約において、受益者が受ける利益は、確定したものであるか未確定なものであるか、である。

18年信託法改正は、「受益者変更権等」を委託者が留保する、あるいは信託期間の途中であっても委託者、受託者には、信託の取消し、信託の変更等を認めている。こうした状況において、わが国の民事信託の多くは、「取消可能信託」と考えてもよいのではないだろうか。そうであれば、信託設定時に受益者とみなされた者が将来も受益者であることは極めて不確実である。こうした問題を検討するにあたり、アメリカの場合を参考にすることが有益と考える。

租税回避等の観点から、信託設定時を課税の時期とするのであれば、その時の受益権の帰属は信託財産自体とすべきである。場合によっては委託者とすべきと考える。受益者には、現実受益した時に課税すべきであろう。また、期中の収益については、受益者が未だ実質的な受益者ではない場合には、同様に信託自体、場合によっては委託者に帰属すると考える。受益者としての享受がある場合には、当然、受益者が収益の帰属者であり納税義務者となる。信託課税の時期と納税義務者については、以上のように考えたい。

また、つぎの1～5を根拠に、以下のように考えたい。

1. 通常、民事信託契約において委託者と受益者との関係は、親族関係が多いものと思われる。2. 「受益者等課税信託」と「受益者等の存しない信託」は、その多くは個人の財産管理のために設定される個別信託と考えられる。3. 「受益者等の存しない信託」では、委託者から受託者への信託財産の移転は、出資ではなく

56) 占部裕典「信託税制への提言」『信託税制の展望』（日本評論社・2011）541頁。

贈与とみなされている。4.「受益者等の存しない信託」において、受益者等の出現により「受益者等課税信託」になる場合、あるいは「受益者等課税信託」において、受益者等が存しないこととなり、「受益者等が存しない信託」になる場合がある。また、信託設定時に存在しなかった受益者が後になって出現する場合（相税9条の2第2項、同9条の4第1項、同9条の5）と、設定時には存在した受益者が後になって不存在になることがある場合がある（相税9条の2第1項第3項、相税9条の4第2項）。そうであれば相続税法9条の2と同法9条の4、9条の5とでは、信託の内容が重なる部分がありつつも、信託の類型を異にしている。さらに、5.現行法では、「受益者等が存しない信託（受益者等が存する場合もある）」が「法人課税信託」に類型されているため、信託設定時に受託者課税がなされる。このことが不合理であるばかりか、信託収益からは何も享受しない受託者が納税義務者というのは、いかにも不自然である。もっとも、受託者に課税するという事は、実質的には、信託自体に課税することと同義と思われる。このように考えると、「受益者等が存しない信託」を「法人課税信託」に区分する意義はないと考える。

以上より、「受益者等が存しない信託」を「受益者等課税信託」に含め、「受益者等課税信託」に一元化する。その上で、「受益者等課税信託」の類型の中で「受益者等が存しない信託」と「受益者等が存する信託」とに区分することを提案したい。

民事信託の有効活用に向けては、残された課題が多くある。たとえば、受益権を元本と収益に区分（財産評価基本通達202では区分されたが）し、これらの区分における明文規定の創設。これに関連し、受益権を元本と収益に分けて移転する場合、とりわけ収益受益権の評価については困難な課題がある。しかし、元本と収益を分けることによる信託の利便性は大きいように思われる。引き続きの検討が必要であると考ええる。

今回は、わが国で民事信託の利用、その普及という点と、租税回避に利用されることを防ぐという両視点から検討したが、信託は非常に柔軟なスキームであり、わが国でも有効利用が期待できる。有効活用につながる更なる研究に期待し、結びとしたい。